

市民税・県民税の申告について、詳細は、市ホームページで
お知らせしています。右の二次元コードからも確認できます。
問合せ／市民税課(☎232-9138)



申告の対象

令和4年1月1日現在、市内に居住する方で、次の方は、
原則、令和3年中の収入について、3月15日(火)までに、
市民税・県民税の申告が必要です。

申告書と申告の手引きなどを、前年度の申告をもとに、
1月27日(木)から送付する予定です。申告が必要な方で、
申告書が届いていない場合は、市民税課(☎232-9138)
へお問合せください。

申告が必要な方

- ①営業・農業を営んでいる方、不動産所得や一時所得
のある方
- ②給与収入のある方で、次のいずれかの方
・勤務先から水戸市へ給与支払報告書が提出されない
方 ※勤務先に確認してください。
・年末調整できなかった控除などの申告をする方
・給与収入のほかに20万円以下の所得がある方 ※20
万円を超える場合は、確定申告が必要です。
- ③年金収入のある方で、次のいずれかの方
・医療費控除、生命保険料控除など各種控除の申告を
する方 ※65歳以上の方(昭和32.1.1以前生)は年金
収入152万円超、65歳未満の方は102万円超の場合で
ないと、課税が発生しないため、申告しても減額に
なりません。
・年金収入以外に20万円以下のその他の所得がある方

- ※20万円を超える場合は、確定申告が必要です。
- ④収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害
年金など)のみの方であって、水戸市に住居登録
のある方の被扶養者になっていない方 ※国民健
康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険、
児童扶養手当、就学援助、公営住宅、マル福制度
などの保険料算定や料率区分判定のために、非課
税決定が必要な方は、申告が必要です。
- ⑤上場株式等の特定配当等または特定株式等譲渡所
得のある方で、その所得の一部について、所得税
と異なる課税方式を選択する方

申告が不要な方

次のような方は、市民税・県民税の申告をする必
要はありません。

- ①所得税の確定申告書を提出する方
- ②給与収入のみで、勤務先から水戸市へ年末調整済
みの給与支払報告書が提出される方
- ③公的年金収入のみ(外国からの年金を除く)で控除
の追加申告のない方
※①～③に該当する場合でも、申告が必要となる場
合があります。詳細は、市ホームページをご覧に
なるか、市民税課へお問合せください。

申告に必要なもの

- ①令和4年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ②申告者のマイナンバーが確認できるもの、本人確認
ができるもの
- ③令和3年分の給与や年金収入が分かるもの(源泉徴収
票など)
- ④収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の収支内
訳書・帳簿など、配当所得・雑所得・一時所得などの
受取り金額や経費が分かるもの)
- ⑤医療費控除の明細書や各種控除の証明書など ※医療
費控除、生命保険料控除などの所得控除等を受ける場合。

水戸税務署での受付が 必要な確定申告について

次の内容などは、水戸税務署の確定申告会場で
申告してください。受付期間や場所など、詳細は、
次ページをご覧ください。

- ①土地・建物等を譲渡した申告
- ②住宅ローン控除の初年度の申告
- ③準確定申告(亡くなった方の申告)
- ④令和2年分以前の申告
- ⑤上場株式配当等控除額や先物取引の申告など

インターネットで市民税・県民税の 試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税の試算と、申告書の作成を、市ホーム
ページから行うことができます。作成した申告書は、印
刷して窓口または郵送で提出することができます。詳細
は、市ホームページをご覧ください。

※令和4年度版の利用開始は、1月下旬を予
定しています。
※電子申告には対応していません。



市民税・県民税の申告には 事前予約が必要です

問合せ／市民税課(☎232-9138)

市の申告会場(出張申告会場を含む)で市民税・県民税申告や確定申告をする場合、事前に期
日・時間帯の予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り少ない人数で、予約した時間内に
来場・受付をしてください。当日の状況により、申告受付時間が予約時間より遅くなる場合が
あります。



市役所本庁舎の申告会場

期間／2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日曜日を除く。ただし、2月27日(日)は
受付けます。

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

場所／市役所2階大会議室

※市民税課窓口では、期間前や期間中に申告の
受付は行いません。

出張申告会場

受付会場	期日
稲荷第一市民センター	2月4日(金)
内原市民センター	2月8日(火)・9日(水)・10日(木)
石川市民センター	2月17日(木)・18日(金)
渡里市民センター	2月24日(木)・25日(金)
桜川市民センター	3月1日(火)
国田市民センター	3月4日(金)
山根市民センター	3月8日(火)

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

予約方法

予約は、専用ホームページと専用ダイヤルで受けれます。

■専用ホームページ…<https://mitoshi.rev.jp>

受付期間／1月27日(木)の午前9時～3月14日(月)

※24時間受けれます。希望日の前開庁日の午後5時まで
に予約してください。受付期間前には予約できません。
専用ホームページは、フィーチャーフォン
(ガラケー)には対応していませんので、注
意してください。右の二次元コードからも予
約できます。



■専用ダイヤル…☎297-6010

受付期間／1月28日(金)～3月14日(月)

受付時間／午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。希望日の前開庁日までに予
約してください。受付期間前は電話はつながりません。
専用ダイヤルは、大変込み合います。つながらない場
合は、時間または日を改めてかけ直してください。

希望する期日・時間帯を指定し、予約してくだ
さい。予約枠一つにつき、1名分の申告ができま
す。2名以上の申告を行う場合の予約方法は、市
ホームページをご覧ください。

市民税課窓口での申出や、市民税課・出張会場
などへの電話による予約はできません。

※すでに完成している申告書を提出する場合の予
約は不要です。

■期日・時間帯の変更は予約日前開庁日まで

- ・専用ホームページ…改めて希望する期日・時間帯
を選択し、予約を取り直してください ※「予約者
情報画面」の「新規・変更」の項目で、「変更」を選択
してください。
- ・専用ダイヤル…予約の変更と最初の予約日時を伝
え、改めて希望する期日・時間帯を指定してくだ
さい

市民税・県民税申告書は、できる限り郵送で提出してください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送で
の提出にご協力ください。

添付資料を同封することにより、申告書の記入を一部
省略できます。添付資料をもとに、市民税課で各所得・
控除額を計算し、適用します。

申告方法／3月15日(火)(当日消印有効)までに、申告書
に、住所・氏名など必要事項を記入し、水戸市市民税

課(〒310-8610)へ

添付書類／マイナンバーを確認できる書類の写し、給
与・年金収入のある方は源泉徴収票、各種控除の証
明書 ※医療費控除の適用を受けるには医療費控除
の明細書の提出が必要です。

※詳細は、市民税・県民税の申告の手引きをご覧に
なるか、お問合せください。

マイナンバーカードの出張申請受付

問合せ／市民課(☎291-3916)

マイナンバーカードの出張申請受付を、アダストリア みと アリーナと一部の市民センターで実施します。マイナンバーカードに使用する写真は、その場で無料撮影できます。

出張申請受付で、初めて申請をした方には、マイナンバーカードの受取時に、2,000円分のQUOカードを差上げます。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。

▼アダストリア みと アリーナでの申請

期日／1月30日(日)

時間／午前9時～11時50分、午後1時～3時30分

カードの受取場所／市役所または各出張所

※事前予約は不要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。



2月8日に「水戸市いっせい防災訓練」を実施します

問合せ／防災・危機管理課(☎232-9152)

水戸市いっせい防災訓練では、東日本大震災と同規模の地震が起きたと想定し、災害情報を模擬的に発信します。自分の身を守るための安全行動を確認しましょう。

自宅や学校、職場など、その場でできる訓練なので、積極的に参加してください。防災ラジオでの情報発信も行います。自動的に電源が入るかなどもあわせて確認してください。

日時／2月8日(火)、午前11時5分

伝達手段／緊急速報メール、防災行政無線、LuckyFM 茨城放送(AM1197kHz、FM94.6MHz)、FMぱるるん(FM76.2MHz)、SNS(LINE、Twitter、Facebook)など

安全行動のポイント

- 机の下に入るなど、頭を守る
- 屋外で、落下物や塀の倒壊のおそれがある箇所や、がけの付近から離れる



水戸市いっせい防災訓練の注意点

- 自動車や自転車の運転中などは、危険ですので、訓練を行わないでください
- 市内にある携帯電話などに、緊急速報メールが一斉に配信され、専用の着信音が鳴ります。鳴らしたくない場合は、事前に携帯電話の電源を切ってください
- 仕事の都合などで、訓練に参加できない方も、日頃から安全行動を確認しましょう

掲載している情報は1月5日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期などを行う場合があります。

水戸税務署からのお知らせ

問合せ／水戸税務署(☎231-4211) ※自動音声案内。

■ 所得税などの確定申告を受付けます

期間	時間	場所	対象
2月10日(木)まで	午前9時～午後4時	水戸税務署庁舎(北見町)	還付申告の方のみ
2月14日(月)・15日(火)		中央ビル4階(泉町2)	すべての方
2月16日(水)～3月15日(火)			

※土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開設。

⚠ 申告会場への入場には入場整理券が必要です

入場整理券は、当日配布のほか、事前にLINEで取得することができます。当日配布の場合、配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。※詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。右の二次元コードからも確認できます。



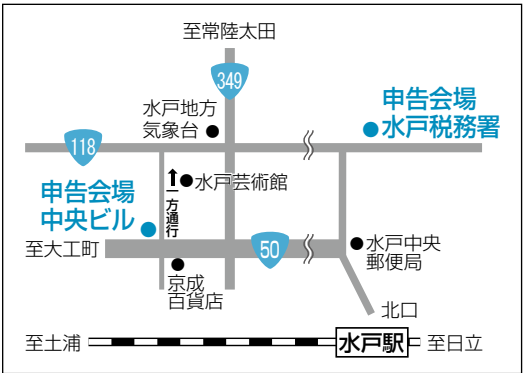
■ 確定申告にはe-Taxをご利用ください

e-Taxを利用すると、申告会場に出向かなくても、自宅で、スマートフォンやパソコンから手続きができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書を提出できます。また、印刷して、郵送などで税務署に提出することもできます。感染防止の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。

▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク…☎0570-01-5901

開設時間／午前9時～午後5時 ※1月11日(火)～3月15日(火)は午後8時まで。土・日曜日、祝日を除く。2月20日・27日、3月6日・13日の日曜日は開設。



会場には、駐輪場・無料駐車場がありませんので、公共交通機関などでの来場にご協力ください。

■ 来場時の注意点

- 原則として、会場では来場者自身がパソコンやスマートフォンを操作し、申告書を作成してください
- 2月14日(月)～3月15日(火)は、水戸税務署庁舎での確定申告相談・受付は行っていないので、注意してください

令和3年度 納期のお知らせ 納期限／1月31日(月)

納付するもの	課税に関する問合せ
市県民税第4期分	市民税課(☎232-9138)
国民健康保険税第7期分	国保年金課(☎232-9526)
後期高齢者医療保険料第7期分	国保年金課(☎232-9528)

納付に関する問合せ／収税課(☎232-9145)、後期高齢者医療保険料については国保年金課 ※新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方は、収税課に相談してください。

第1期(全期)から振替する場合の受付期限

税 目	ゆうちょ銀行	その他の金融機関
固定資産税	2月28日(月)	3月10日(木)
軽自動車税	3月31日(木)	4月 8日(金)
市県民税	4月28日(木)	5月10日(火)
国民健康保険税	5月31日(火)	6月10日(金)

市税の納付には口座振替がおすすめです

問合せ／収税課(☎232-9145)

市税の納期限の日に、預貯金口座から自動的に納付される、口座振替の申込みを受付けています。

対象税目／市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

振替方法／期別ごとの振替(納期限の日ごとに振替する方法)または全期分の一括振替(第1期分の納期限の日に1年分を全額振替する方法) ※税目ごとに2種類の振替方法から選択できます(軽自動車税を除く)。軽自動車税は、所有する全車両分を一括で振替します。口座振替で納付した方には、6月下旬に継続検査用納税証明書を送付します。6月に車検を受ける予定の方は、金融機関などの窓口で納付してください。

受付期間／1年をとおして受付けます。令和4年度の第1期から期別ごとの振替または全期分の一括振替を希望する方は、左表の期日までに申し込んでください ※年度途中で「全期分の一括振替」を申し込む場合、申し込んだ当年度分は、「期別ごとの振替」となり、翌年度分から「全期分の一括振替」となります。

申込み／市内の金融機関に納税通知書、預貯金通帳、届出印をお持ちになり、備付けの用紙に記入のうえ、申し込んでください ※すでに口座振替を利用している方で、振替方法を変更する場合にも再度申込みが必要になります。後日、振替開始時期が記載された「口座振替開始のお知らせ」のはがきを送付します。